

令和6年度一宮市介護サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」(令和6年3月29日老発0329号第3号厚生労働省老健局長通知の別紙)(以下「国実施要綱」という。)に基づく「愛知県介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱」(以下「県交付要綱」という。)の規定により、介護保険事業者等が、新型コロナウイルス感染等の影響においてもサービス提供体制を確保するために、職場環境の復旧・改善や介護人材の確保等に要する経費について、愛知県の交付決定額及び市の予算の範囲内において交付する補助金に関し、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、国実施要綱に定めるサービス種類の市内の事業者であり、市長が認めた事業者とする。

(暴力団等の排除)

第3条 補助対象事業者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらと緊密な関係を有する者である場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(補助対象事業、対象経費、基準額及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる事業、対象経費、基準額及び補助金の額等は、国実施要綱(3(2)緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業を除く。)のとおりとする。なお、この要綱の施行日以前に着手した事業及び完了した事業(国実施要綱3(1)イに定める日以降に限る。)も対象とする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合で、市長が必要と認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別で定める様式により速やかに、遅くとも補助対象事業の完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに市長に報告しなければならない。
- なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (8) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に納付しなければならない。
- (9) 第4号に定める期間を経過する前に、事業所・施設を休止又は廃止し、老人福祉法、介護保険法の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、許可の取消し、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止を受けたときは、補助対象事業により取得した財産の残存期間の全部又は一部を市に納付させる場合がある。
- (10) 補助対象事業者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) この補助金と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続等)

第6条 この補助金の交付申請書の様式並びにその他の手続については、規則に定めるほか、当該各号に定める書類等（写しによることを妨げない。）を添付しなければならない。

- ア 令和6年度一宮市介護サービス提供体制確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（別紙1）
- イ 事業所・施設別申請額一覧（別紙1-2）
- ウ 事業所・施設別個表（別紙2）
- エ 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者（感染者と接触があった者）に対応した介護サービス事業所・施設等における対象者一覧（別紙3-1）（別紙3-2）※該当する場合のみ
- オ 介護施設等における「一定の要件に該当する自費検査費用」の助成に係る理由書（別紙4-1）（別紙4-2）※該当する場合のみ
- カ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙5-1）（別紙5-2）※該当する場合のみ
- キ 感染対策等を行った上での施設内療養に要した費用に係る対象者名簿（別紙6-1）（別紙6-2）（別紙6-3）※該当する場合のみ
- ク 内訳書、明細書又は購入費、手数料等の明細を記した領収書、納品書

ケ その他参考となる書類

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱の廃止後も、補助事業に係る補助金の交付その他補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。